第明治三十五種郵便物認可　三十一年三月二十日

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　説明書については、機構ＨＰにて公表する。なお、説明書の交付を希望する場合は、交付のほか、宅配便着払いにて送付する。

①　交付の場合

交付期間　平成30年４月23日（月）から平成30年７月12日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く、午後１時から午後４時まで）なお、入札説明書等に係る一部情報については、予め交付希望日時を連絡し、「機密保持に関する確認書」に記名押印の上、持参してきた者にのみ、交付する。持参にあたっては、印鑑証明書（提出日の３か月以内発行）もしくは届出書類の写しも添付すること。

交付場所　〒163―1313 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13Ｆ　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　事業調整部設計企画課　電話03―5323―0656　ＦＡＸ03―5323―0682

②　宅配便着払いにて送付の場合　申込書と機密保持に関する確認書（印鑑証明書（提出日の３か月以内発行）もしくは届出書類の写しも含む）をＦＡＸにて下記の期間に送付し、申し込むこと。（書式については、独立行政法人都市再生機構ＨＰに掲載されている公告の別添を参照）（送料は交付申込者の負担とする。）ＦＡＸ受領後、３営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、説明書が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎても説明書が到着しない場合は、事業調整部設計企画課に電話にて確認すること。

交付期間　５⑵①交付期間に同じ。

申込先　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業調整部設計企画課

送信先　ＦＡＸ03―5323―0682（注　事業調整部設計企画課のＦＡＸ番号）

問合先　〒163―1313 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13Ｆ　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　事業調整部設計企画課　電話03―5323―0656

⑶　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限　平成30年５月18日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く、午後１時から午後４時まで）

提出場所　〒163―1313 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13Ｆ　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　事業調整部設計企画課　電話03―5323―0656　ＦＡＸ03―5323―0682

提出方法　あらかじめ提出日時を連絡のうえ持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑷　技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限　平成30年７月12日（木）まで

提出場所　上記⑶に同じ。

提出方法　上記⑶に同じ。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑸　２⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は２⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　情報公表の拡大　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

①　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先

・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

・当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

・当機構との間の取引高

・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満、又は３分の２以上

・１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

・契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

・直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日　契約締結日の翌日から起算して72日以内

⑺　本業務の受注者（設計共同体の各構成員、本業務に関し協力を受ける他の建設コンサルタント業者を含む。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者又は製造業者は、本業務に関連する全ての建設工事の受注資格を失う。

⑻　本事業は機構の都合により契約締結時期や履行期間の変更、業務内容の変更、契約の中止を行う場合がある。

⑼　設計等業務における協定型一括入札方式に関する事項

①　入札参加者は、１⑷に示す各業務（以下「個別業務」という。）ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。

②　落札者は、落札決定の翌日から７日以内に、個別業務の契約に関する事項等を定めた協定書及び当初業務に係る設計請負契約書を提出しなければならない。但し、予め機構の承諾を得たときはこの限りでない。なお、落札者は本協定の締結を拒むことはできない。

③　契約予定業務の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことは出来ない。なお、契約の締結にあたっては、本部長等が履行期間及び支払条件について通知するものとし、落札者は通知に記載の履行期間の前日までに当該業務に関する契約書を提出しなければならない。

④　契約予定業務の契約締結時期や履行期間の変更を行う可能性がある。

⑤　補助金等の制約及びその他やむを得ない理由により、業務の停止になることがありうる停止条件付業務である。

⑽　その他詳細は説明書による。

７　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Preliminary Design work for Buildings in Otedori Sakanouemachi in Nagaoka City Urban Renewal Project